

会 議 録【詳細版】

会 議 の 名 称		令和4年度第5回守谷市保健福祉審議会		
開 催 日 時		令和5年3月22日（水） 開会：14時30分 閉会：16時30分		
開 催 場 所		守谷市役所 大会議室		
事務局(担当課)		健幸福祉部 社会福祉課		
出席者	委 員	埤本委員、萩原委員、小田委員、飯塚委員、田上委員、田中委員、新田委員、 寺田委員、大川委員、竹内委員、清水委員、橋爪委員、小川委員、中山委員、 飯村委員、金沢委員 計16名		
	事務局	<健幸福祉部> 稲葉健幸福祉部長、小林健幸福祉部次長兼介護福祉課長兼健幸長寿課長、 羽田社会福祉課長、新島保健センター所長、鈴木介護福祉課長補佐、 枝川社会福祉課長補佐、北川主任 <こども未来部> 椎名こども未来部長、森山こども未来部次長兼すくすく保育課長、 上野のびのび子育て課長、藤沼すくすく保育課長補佐 計10名		
公開・非公開 の 状 況		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開		傍聴者数 0人
会議次第		1 開会 2 あいさつ 3 議事 ①令和4年度第5回地域自立支援協議会開催報告について（社会福祉課） ②孤独死に対する対応について（社会福祉課） ③「避難行動要支援者個別避難計画作成」取組経過について（社会福祉課） ④第2期守谷市地域包括支援センターの委託について（健幸長寿課） ⑤令和5年度保育所等利用調整結果について（すくすく保育課） ⑥出産・子育て応援ギフト事業について（のびのび子育て課） 4 閉会		
令和5年4月 日		守谷市保健福祉審議会 会 長 _____ 議事録署名 _____ 議事録署名 _____		

令和4年度第5回守谷市保健福祉審議会議事録

日 時 令和5年3月22日（水）
14時30分から16時30分
会 場 守谷市役所 大会議室

担当部署

社会福祉課
健幸長寿課
すくすく保育課
のびのび子育て課

羽田社会福祉
課長
竹内会長
羽田社会福祉
課長

令和4年度第5回の守谷市保健福祉審議会を開会いたします。
初めに竹内会長にごあいさつを頂戴したいと思います。

（あいさつ）

ありがとうございました。なお本日、椿委員、吉田委員、横張委員、松山委員、古谷委員、塩沢委員、秋山委員、川田委員におかれましては、事前に欠席のご連絡をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、本日の会議の会議録についてですが、発言者の氏名記載について、令和3年5月18日付け保健福祉審議会で、原則発言者氏名を記載することが決定しています。また、氏名を記載しない場合は適宜協議しますのでよろしくお願いいたします。なお、議事録作成ソフトを用いて会議録の文字起こしを行いますので、発言する際にはマイクを使って、あらかじめ氏名をいただいてから発言されますようご協力をお願いいたします。

なお、本日、傍聴希望者はいらっしゃいません。

それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。事前に配布した資料が9点ございます。1点目が令和4年度第5回守谷市保健福祉審議会次第、2点目が報告事項No.1 令和4年度第5回守谷市地域自立支援協議会議録、3点目が報告事項No.2 孤独死対応について（孤独・孤立対策）、4点目が報告事項No.3「避難行動要支援者個別避難計画作成」取組経過について、5点目が防災かわら版1月大野地区限定回覧資料、6点目が報告事項No.4 第2期守谷市地域包括支援センターの委託について、7点目が報告事項No.5「令和5年度保育所等利用調整結果について（第一次利用調整結果）」、8点目が報告事項No.6－①出産・子育て応援ギフト事業、9点目が報告事項No.6－②出産・子育て応援ギフト及び伴走型相談支援のイメージ図となります。

また、本日追加の配布資料が1点ございます。「第4回保健福祉審議会における委員の質問事項に対する回答について」となります。不足資料等ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは審議会条例第六条第2項により、審議会は委員の半数以上

竹内会長

の出席がなければ開くことはできないとあります。本日は出席委員 16 名、欠席 8 名でございます。今回半数以上の委員が出席されておりますので会議は成立いたします。

それでは審議会条例に基づき、この後の議事につきましては会長に議長をお願いしたいと思います。会長よろしく願いいたします。

議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日は、報告事項が 6 件、追加の報告事項があります。

さて、議事に入る前に今回の議事録署名人ですが、名簿順で清水委員、橋爪委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。「報告事項No.1 令和 4 年度第 5 回地域自立支援協議会開催報告について」社会福祉課からお願いいたします。

羽田社会福祉課長

資料「報告事項No.1 令和 4 年度第 5 回守谷市地域自立支援協議会会議録」をご覧ください。障がい者週間の実績について報告させていただきました。障がい者週間の展示ですが、令和 4 年 12 月 2 日（金）から令和 4 年 12 月 11 日（日）にイオンタウン守谷の展示ブースで行いました。参加団体としましては、守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会、守谷市障がい児父母の会、肢体不自由児・医療的ケア児の家族会そら一ちです。展示期間中には 40 名の方にアンケートの回答を頂戴しております。この報告において、来年度の開催予定について質問がありました。来年度についても、イオンタウン守谷で開催予定であると回答しています。

また、地域自立支援協議会を傍聴することはできるのか、といった質問があり、規程に基づいて傍聴は可能であると回答しました。

また、基幹相談支援センターの経過について質問があり、現在検討中であるが、次回には報告ができる旨を回答いたしました。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

竹内会長

ありがとうございました。ご意見ありますでしょうか。

新田委員

こちらに出席されていた新田委員お願いいたします。

障がい者週間については、私も障がい福祉サービス事業者連絡協議会として参加させていただきました。開催場所がイオンタウン守谷ということもあり、とても反響が大きく、事業所マップなども何回か補充したりしました。そら一ちでは、コメント用のノートを置いており、そこに沢山感想が書いてあったりしました。啓発活動として、とても良かったのではないかと思います。来年度も一緒に参加できればと思っています。

自立支援協議会としては、やはり基幹相談支援センターの経過を気になされているかと思っています。3 月 24 日に自立支援協議会の開催がありますので、その際に経過報告を聞きたいと思っています。以上です。

竹内会長

ありがとうございました。皆さまからコメント等ありますでしょうか。

概ね前向きな話が多かったと思いますが、コメント用のノートは、どなたが管理しているものなのでしょうか。

新田委員

そら一ちで管理しています。啓発活動の時に、感想を寄せてもらう

竹内会長

ためのノートで、私も中を見せていただいたことがあります。市民の方から、活動の感想等が沢山書かれていて、こういうふうに意見を集めるのもいいなと感じました。

どうもありがとうございます。そうしたものがあることで、何か事業を行う際の重要な資料になるのではないかと思います。そういったものが存在しているということをご確認いただければいいなというふうに思いました。

その他いかがでしょうか。特になければ、こちらの報告は以上とさせていただきます。

続きまして、「**報告事項No.2 孤独死に対する対応について**」社会福祉課から説明をお願いいたします。

羽田社会福祉
課長

資料「**報告事項No.2 孤独死対応について（孤独・孤立対策）**」をご覧ください。孤独死への対応につきましては、令和5年1月25日に開催しました第4回保健福祉審議会において、守谷市の状況についてご質問をいただきましたので、守谷市の状況と孤独・孤立対応等を今回ご報告させていただくものでございます。

まず、孤独死の定義ですが、似た言葉として孤立死がございます。孤独死と孤立死の違いについてです。孤独死は、家族や友人、近隣との付き合い等があるが、急に具合が悪くなってしまい、誰もいないときに、1人で亡くなってしまった場合を言います。

孤立死は、家族や友人、近隣との付き合いが無くなり、社会から孤立した状態で、誰にも看取られずに亡くなってしまふことを言います。

守谷市の対応状況ですが、基本的には身寄りがない方が亡くなった場合の対応となります。死亡が確認された場合、まずは警察で事件性がないかどうかを捜査します。事件性がない場合は市に連絡が来て、ご遺体を一時的に引き取ることになります。この際の担当は社会福祉課になります。亡くなった方の住所氏名が明確で、親族がご遺体を引き取った場合は、親族が葬祭執行しますので、ご遺体の引き渡しを行います。親族がいない場合、もしくは親族が引き取りを拒否した場合には、市が葬祭執行者となり、火葬をして、市が管理する無縁墓地のようなところに埋葬することになります。住所氏名が不明な方が守谷市で亡くなった場合についても、亡くなった場所で葬祭執行をすることとなりますので、この場合も守谷市が葬祭執行者となります。

守谷市の発生状況につきましては、令和3年度で2件、令和4年度で1件発生しております。ただ、令和4年度の1件につきましては、火葬は早めに行わなければいけないので執行しましたが、墓地への埋葬については親族が対応を検討している状況です。

次に孤独・孤立対策です。現在、高齢者への対応として、一人暮らしの方への緊急時の連絡サービスや安否確認サービス、地域包括支援センターによる訪問等を行っています。見守りとしては、民生委員の方による訪問や、避難行動要支援者名簿を活用した見守りが行われています。そのほか、お薬手帳のコピー等を入れておく救急キットの配

竹内会長
清水委員

布を行っています。

孤独・孤立に関する課題としては、現状把握が難しいという点です。社会的に孤立している場合、家庭内で孤立している場合、当事者の主観による孤立感や、客観的に見た場合の孤立感など、孤独・孤立者の状況把握が困難となっています。地域における見守りから孤独・孤立者を早期発見していく必要が考えられます。地域福祉活動計画における各地区の活動計画と合わせながら地域の見守り体制を推進していく方向です。説明は以上となります。

ありがとうございました。ご意見、ご質問等いかがでしょうか。

新聞等で孤独死について報道されていることを受け、前回の審議会において私から質問をさせていただきました。超高齢化社会で、1人暮らしの方がとても多く、孤独死、孤立死の件数が増えているということです。今回の説明で守谷市の状況もよくわかりました。最近では近隣との繋がりが弱くなっていることから、対応が難しくなっていると思いますが、これからも社会福祉課が適切に対応していただければありがたいと思います。

1点質問です。警察から市がご遺体を引き取って、火葬後、埋葬を行うということですが、葬祭業者とは事前に契約を結ばれているのでしょうか。

竹内会長
羽田社会福祉
課長

事務局お願いします。

葬祭業者につきましては、事前に委託契約は結んでいません。対応する場合は、市内の葬祭業者に相談させていただいて、対応できるところにお願いをしています。先ほど市で管理している墓地があると申し上げましたが、これはいわゆる公営墓地ではなく、お寺の一部をお借りし、お骨を埋葬させていただいている状況です。

清水委員

もう1点確認です。市が葬祭費用を立て替え、その後、県に報告し、県から葬祭費用をいただくという理解でよいでしょうか。

羽田社会福祉
課長

やすらぎ苑の火葬場の使用料については、公用のため無料になります。ただ、お棺や骨壺などの費用は一時的に市が経費を負担し、県を経由し、最終的には国から10割の経費が支給されるという仕組みとなっています。

清水委員
竹内会長
小川委員
羽田社会福祉
課長
小川委員
竹内会長
中山委員

わかりました。ありがとうございました。

続いて小川委員お願いします。

親族の範囲はどこまでになるのでしょうか。

一般的には、親や子、未婚の方であればご兄弟の方にお声をかけさせていただくことになります。

わかりました。ありがとうございました。

続いて中山委員お願いします。

質問ではありませんが、仕事柄同じような経験があったのでご紹介させていただきます。相続の依頼がありまして、関係資料を確認していただきました、その方は孤独死をされていました。アパートにお住まいだったようですが、お隣の方も気づかず、何日か経ってから発見されたようです。同じようなことが、守谷市でもこれから考えられると思

竹内会長	いますので、適切に対応していただければありがたいと思います。 ありがとうございます。中山委員から相続の話がありましたが、令和3年度、令和4年度実績の3件において、お金が沢山残されていたようなケースはあったのでしょうか。
羽田社会福祉課長	あまりそういうケースはありませんでした。借家、借間で生活している方が多いかなという印象です。
竹内会長	わかりました。お金が沢山残されていた場合は、対応がかなり難しいと思います。
羽田社会福祉課長	基本的には身内の方に葬祭は行っていただき、その費用は葬祭の執行者が負担されることになります。
清水委員	私の遠い知り合いで財産が相当ある方がいました。その方は独身で、親も既に亡くなられている方で、相続人の方がいらっしゃいませんでした。そうした場合、遺産は国に帰属するかと思います。財産が貸金庫などに入っている場合、弁護士などに依頼したり、家庭裁判所に相続の手続きをしたりする必要がある、相当手間がかかります。私は社会情勢にあわせて民法を改正していく必要があるだろうと思います。
田上委員	資料に民生委員による見守りの記載があります。私は民生委員児童委員の代表なのですが、どのような頻度で、どのような形で見守り活動をするのが適切なのか、基準等があるのでしょうか。
羽田社会福祉課長	見守り活動の頻度については対象者によって異なってくるかと思います。ただ、やはり緊急通報サービスや安否確認サービスなどの、サービスを利用していない方については、特に見守りが必要かと思います。サービスを利用している方であれば、別の方法で安否確認がなされていますので、見守り活動のペースを下げても大丈夫かなと思います。その辺りは、民生委員の活動の中でサービスの利用状況等を把握しながら、ケースバイケースで検討していただければと思います。
竹内会長	民生委員が見守り活動で、重症の方を発見された場合は救急車を呼ぶと思いますが、お亡くなりになっている方を発見した場合はどうされるのでしょうか。
田上委員	資料に記載のある実績3件のうち1件は私が立ち会った事案になります。市役所にご連絡したのですが、夜間で警備員の方しかいない時間帯でした。家の中には入れないので、亡くなっているのかどうかは分からない状況でしたが、照明もついておらず、感覚的におかしい状況であることは分かったので、すぐに警察に連絡したところ、救急車と警察が来てくれました。その後、家の中を確認したところ、亡くなっているのが判明し、市に報告させていただきました。
竹内会長	迅速で適切な対応かと思いますが、そうした対応は経験豊かな田上委員だから出来たことなののでしょうか。民生委員であれば、皆さん同様の対応が可能なのでしょうか。
田上委員	この事案は、私の担当地区で発生したことではなかったのですが、担当の民生委員から連絡をいただいて、心配だから一緒に現場に行ってほしいとのことでした。普段から、何かあった場合や困った時には

竹内会長

自分にも連絡をしてほしい、と伝えています。

民生委員間の連携がきちんと取れているということが、大きなポイントですね。とても褒められるべき体制かと思います。一方で、民生委員の対応等について研修等の機会があると良いのかなと思います。

稲葉健幸福社
部長

補足です。見守り活動の頻度について、絶対的な基準はありません。1ヶ月に1回、1週間に1回、見守りのために訪問をしていたとしても、それは1日24時間あるうちの1コマに過ぎません。安心安全の絶対的な保証にはならないのです。見守り活動を行うのが、専門職でも、民生委員でも、必ず相手がある話ですので、まずは関係性を構築することが重要です。相手がSOSを出せるような間柄になれるように、手間や労力をかけていただく。その上で、相手の生活パターンが分かってくれば、見守りの頻度が1カ月に1回が良いのか、3カ月に1回で良いのか、連絡をもらうだけの体制でよいのか、徐々に対応できてくるのではないかと思います。

田上委員
清水委員

そのとおりだと思います。ありがとうございます。

やはり、見守り活動のために対象者のお宅に訪問するというのは、なかなか困難かと思います。一番わかりやすく、実施しやすいのは、電気メーターをみたり、新聞がたまっていないかをチェックしたりというやり方かと思います。そのほか、ゴミが溜まっていないか、木の枝が道路や隣の家にはみ出していないかといったところを確認いただけるといいかと思います。

竹内会長

その他よろしいですか。どうもありがとうございました。前回、委員から出された質問に対して市からわかりやすい資料を提出していただき、議論を交わすことが出来ました。その結果、事案数としては少ないですけど、適切な対応がなされていることが確認できたかと思います。今後件数が増えるというような不幸な事態も考えられますけれども、その時にも、比較的安心して対応していただくことができるのではないかと、といった印象を受けました。

特になければ次に進めさせていただきたいと思います。「報告事項No.3「避難行動要支援者個別避難計画」取組計画について」社会福祉課からお願いいたします。

羽田社会福祉
課長

では、資料をご覧ください。避難行動要支援者制度は災害対策基本法に基づいた制度です。東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に法改正がされ、災害時に1人で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿作成が市町村に義務づけられました。守谷市ではこの避難行動支援者名簿を作成し、名簿掲載者のうち、地域への情報提供に同意された方の分の名簿を自治会・町内会、民生委員等に配布しています。その後、令和3年に再度、災害対策基本法が改正され、地域防災計画に定めた優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画を令和3年度から令和7年度までの5年間で作成することが努力義務とされました。個別避難計画には、支援者や避難場所、避難経路等を記載します。守谷市では、防災ハザードマップにおける浸水想定区域、土砂災害警戒区域等にお住まいの方を優先度の高い避難行動要支援

者と位置づけ、個別避難計画の作成を進めています。なお、優先作成者以外の方も早急に計画を作成することになります。

次に守谷市の避難行動要支援者の状況です。令和4年11月1日現在、避難行動要支援者として登録されている方が2,263名、そのうち地域への情報提供に同意されている方が1,483名、そのうち個別避難計画の優先作成者が148名となります。

次に個別避難計画の作成手順です。最初に、要支援者に個別避難計画作成に関して同意確認を行います。次に、要支援者に対して、災害時に避難支援等をしてくれる支援者がいるかどうかを確認します。基本的には要支援者のお知り合いの方に避難支援をお願いすることになりますが、地域によっては支援者が見つからないといったことも想定されますので、その際には、自主防災組織等と調整する方向で考えています。支援者が決定した後、市・社協、要支援者とその家族、支援者、自主防災組織、福祉サービス事業所等と避難計画作成を行います。福祉サービス事業所の方には、要支援者の日頃の状況や配慮事項等をアドバイスいただきます。また、地域によっては自主防災組織等が地域の避難ルール等を決めている場合がありますので、場合によっては自主防災組織の方にも計画作成に参加していただき、そうしたことも考慮したうえで避難方法等を検討します。そうして作成した個別避難計画については、作成後、市に登録し、支援者、民生委員、自治会・町内会等に提供します。その後、作成した避難計画を基に地域で避難訓練等を実施してもらい、計画の有効性、実効性を検証していただく予定です。

続いて、モデル事業の実施についてです。個別避難計画の作成事業は、市の新規事業となりますので、計画策定における課題精査や、円滑な事業実施のために、今年度10月以降モデル事業を実施しています。モデル事業実施地区としましては、優先作成者が居住する地域であること、自治会・町内会、自主防災組織等の協力を得られる地域であることなどの点を考慮し、大野地区としました。モデル事業においては、まず、自治会・町内会、自主防災組織、まちづくり協議会、民生委員等への事業説明、事例紹介、ワークショップなどを行いました。また、大野地区にお住まいの方には広報活動で事業の周知を行いました。広報活動としては、広報誌、ホームページへの掲載のほか、別紙の資料を大野地区に限定回覧していますので、ご確認ください。そのほか、ポスターも作成しており、今後随時掲示していく予定です。

令和5年2月以降、避難計画の作成を開始しました。モデル事業対象の要支援者は12名、そのうち計画の作成に同意をいただいた方が7名、不同意の方が5名でした。同意をいただいた7名の方について、先ほどご説明した作成手順に基づき作成を進めており、令和5年3月9日現在で2名の方の計画を作成しました。

今後の予定ですが、令和5年3月末までに残り同意者5名分の避難計画を作成します。令和5年4月以降にモデル事業の精査を行い、計画作成の手順等について検証していきたいと思っております。そのうえで、

	令和5年度からは大野地区以外の地区においても計画作成を進めて行きたいと思います。説明以上となります。
竹内会長	ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見ご質問等いかがでしょうか。
小川委員	避難計画作成について同意しなかった方への対応はどうなるのでしょうか。
羽田社会福祉課長	計画の作成に対して不同意の方の理由としては、自分の情報をあまり地域と共有したくないといったものでした。そのほか、災害時は家族等に支援してもらえらるから計画作成の必要はないといったご意見もありました。ただ、そうした場合でも災害時の不測の事態を平常時から想定してみませんか、といった形で計画作成の働きかけをしていかなければと考えています。
竹内会長	災害が発生した場合、避難行動要支援者名簿や避難計画がなくても、地域の方は対応してくださると思います。ただ、予めそうしたものがあること、対応がスムーズに行える、事前に準備しておけるといったことが、この事業のポイントだと思います。
田上委員	私は計画作成に同意されなかった方がお住まいの地域の担当です。同意されなかった理由としては、個人情報の問題です。また、最初に避難計画を作成するという説明があった際には作成に同意いただいた方であっても、よくよく考えてみると、自分の情報が地域の周りの方に知られてしまうということがネックとなったようです。
竹内会長	ありがとうございます。市でも、その辺は十分に配慮して対応していただければと思います。清水委員、お願いします。
清水委員	4点質問です。まず1点目、避難行動要支援者数において、要支援者数のうち名簿提供同意者数は6割を超えているかと思います。その中で、精神障害者手帳をお持ちの方の名簿提供同意の割合が約37%であり、他の要支援者より割合が低いですね。その理由は为什么呢。
	2点目ですが、避難行動要支援者数において、「災害時の支援を必要とする理由を有する方で名簿掲載を希望する方」とはどういった方でしょうか。
	3点目は、モデル事業の実施地区に大野地区を選んだ理由は何でしょうか。
	4点目は、大野地区でのモデル事業が終了した後、他の地区にどのように広げていくのかを教えてください。
羽田社会福祉課長	まず、1点目についてです。確かに精神障害者手帳をお持ちの要支援者については、名簿提供の同意割合が低くなっています。これについては、周りの方にあまり知られたくないという思いがあり、情報を外にだすことに心理的な抵抗があるのかと考えられます。
	2点目についてです。「災害時の支援を必要とする理由を有する方で名簿掲載を希望する方」については、要介護3・4・5等の要件には該当しないが、独居世帯や高齢者世帯等で名簿掲載を希望する方になり

ます。

次に3点目、大野地区の選定理由ですが、ハザードマップで浸水想定区域等に指定されている地域があるということが1つの理由です。また、大野地区では防災訓練等が積極的に実施されていることも選定理由の1つです。そのほか、要支援者の内訳として、要介護者や障害者手帳をお持ちの方など、様々な要件の方がいらっしゃいましたので、様々なケースをモデル事業として実施できるという理由もありました。

最後に4点目です。今後の予定ですが、大野地区の不同意者の方への対応や、新たに要支援者となった方への対応も行っていきたいと思えます。令和3年の災害対策基本法の改正で、危険な地域にお住まいの優先作成者148名の避難計画をまず作成しなくてはならないとされましたので、大野地区だけではなく、守谷市全域で計画作成を推進していきたいと思えます。以上です。

竹内会長

精神障がい者の方については、名簿提供の同意をいただくのは相当難しいと思えますが、利用されている施設や団体からも同意の働きかけをお願いしたいと思えます。

新田委員

先ほど精神障害者手帳をお持ちのかたについては、名簿提供の同意割合が低いというお話がありましたが、私が計画相談のために対象者宅に訪問する際も、事業所の名前が記載されている車では訪問してほしくない、公園等に車を停めて来て欲しい、自宅ではなく喫茶店で相談したいなどの要望をいただくことがあります。ただ、支援自体はとても必要としている方が多いので、対象者に日頃より直接関わっている相談員等と協力しながら、避難計画の作成についても進めていければ良いのではないかとと思えます。

羽田社会福祉課長

精神障害者手帳をお持ちの方については、該当となった時点で名簿提供の対象者としてリストアップされてきます。今後、利用している福祉サービス事業所とも調整しながら、対象者への働きかけを検討していきたいと思えます。

竹内会長

モデル事業ということで、避難計画の作成に同意をいただいた方が7名ということでした。もう少し対象者の範囲を広げてみてもいいのではないかとと思いましたが、精神障がい者の方のお話を聞いてみると、作成にあたって必要とする配慮事項を明らかにしていくためにも、規模を小さくスタートし、きめ細かく分析していく必要があると感じました。

羽田社会福祉課長

計画作成の不同意者が5名いらっしゃるということについて、自分自身の情報をどれだけ地域に出していけるのかといった点が影響してくるかとと思えます。何か困った時に、周りの方に困っているということを言える社会をつくっていかなければ。避難計画を作成するとすると、形の決まったものを作るだけとなってしまいがちですが、そうではなくて、対象の方を支援するにはどうしたらよいのかという話し合いのツールとして避難計画を利用していきたいと考えています。今後も審議会でも報告させていただきたいと思えます。

清水委員	最後に1点質問です。他市町村と比較して、避難計画の作成の進捗状況はいかがなのでしょう。
羽田社会福祉課長	避難計画の作成状況としては、茨城県内では遅れている方です。ただ、守谷市としては、計画を作成するだけではなく、どういう体制で作成していったらよいのかをきちんと検討しながらやっていきたいと思います。避難計画の作成が目的ではなく、あくまで手段であるとの考え方で。他の市町村と比較すると進捗が遅れていますが、追いつけ追い越せという目標で実施していきたいと思います。
竹内会長	本日の議論も考慮していただき、クオリティの高いものを目指してもらいたいと思います。次に行かせていただきたいと思います。「報告事項No.4 第2期守谷市地域包括支援センターの委託について」、健康長寿課からお願いいたします。
小林健幸福祉部次長兼介護福祉課長兼健康長寿課長	報告事項 No. 4 第2期守谷市地域包括支援センターの委託についてご報告させていただきます。まず概要になりますが、令和2年度から市内を2圏域に設定し、2法人に地域包括支援センターの業務委託を開始しました。この委託期間が今年度末で終了するため、次期の地域包括支援センターの業務委託法人を選定し、運営協議会の承認を終えましたのでご報告させていただきます。 委託期間ですが、令和5年の4月1日から令和8年3月31日までの3年間を予定しています。 人員体制は法令で定められているとおり、3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(これらに準ずる者を含む))を配置することとなっています。 委託法人ですが、今年度まで委託をお願いしておりました2法人と改めて契約することとなっています。この経緯ですが、第1期の際に委託先を公募し、この2法人から応募があったものです。今回に関しては、市内で介護事業を行っている事業者に地域包括支援センターの委託を受ける意向について調査をさせていただきました。その結果、前回同様の2法人のみ事業実施のご意向がありましたので、2法人を中心に検討を進めてきました。まず、南部地域包括支援センターは、医療法人 慶友会となります。担当地区が守谷地区、高野地区、みずき野地区となります。高齢者人口が令和5年2月1日現在で10,225人となります。次に北部地域包括支援センターは、社会福祉法人 輝寿会となります。担当地区が大野地区、大井沢地区、北守谷地区となります。高齢者人口が令和5年2月1日現在で6,437人です。北部に関しては、1期契約の際は人員3名で行っていましたが、人口増加もあり、1名増の4名で契約を行いたいと考えています。国の目安では、人口6,000人に3職種を置くとなっています。 次に資料裏面の高齢者総合相談実績です。令和元年度、市が直営で相談事業を実施していた時は相談件数が475件でしたが、令和2年度は2,400件、令和3年度は2,999件、令和4年度は令和5年1月30日現在で2,365件となっており、増加しています。増加の理由について確認したところ、高齢者の方が市役所まで行って相談をするのは敷

	居が高い、家の近くにあり、行きやすいということが理由の1つです。また、広報誌等で職員の周知等も行い、だいぶ認知度が高くなったということも要因の1つだと思います。以上です。
竹内会長	ご質問、ご意見いかがでしょうか。田中委員お願いできますでしょうか。
田中委員	北部地域包括支援センターを運営させていただいていますが、事務所の電話が鳴りっぱなしのような状況です。だいぶ地域の方に認知されてきたのかなと感じています。地域包括支援センターを運営するにあたっての課題は、やはり人の確保です。人の確保がなかなか難しく、なんとか4名は配置できたのですが、今後も人の確保が課題となるかと思っています。
竹内会長	人の確保には何が必要でしょうか。
田中委員	普及活動を頑張るしかないなと考えています。
竹内会長	お金の面なども切実な問題かと思っています。その辺りの課題も明らかにしていただければと思います。今後も非常に社会の財産になると思いますので、しっかりと育んでいかなければいけないと思います。
清水委員	そのほか何かありますでしょうか。清水さんお願いします。
	私は地域包括支援センター運営協議会の選定委員になっています。以前、2法人しか申込がなかったことから、どのように採点すればよいのかを市に確認したところ、委員自身の判断でよいということだったと思います。結果的には、委員の点数は相当高かったと思います。2法人については、実績が良くて、良かったと思います。
竹内会長	ありがとうございます。地域包括支援センターが、その地域で活躍されて、取り組んでいることが分かりました。その他いかがでしょうか。
田上委員	資料裏面の高齢者総合相談実績に関してですが、相談内容は主にどのような内容が多いのでしょうか。
小林健幸福祉 部次長兼介護 福祉課長兼健 幸長寿課長 稲葉健幸福祉 部長	詳しい資料は手元にないのですが、やはり認知症の相談や、単身になった時の将来的な不安などが多いようです。また、相談に来やすいということもあって、業務外の相談等を受ける機会もよくあるようです。本当に幅広く相談に乗っていただいているのかと思います。
	補足です。直営の時と委託したときの相談件数が大きく異なっていると思いますが、地域包括支援センターを委託した際に、一人暮らしの熱中症の予防訪問と称して、一人暮らしの高齢者宅の訪問をお願いしました。毎年、1,600人程度を対象に丁寧に訪問していただいたため件数が増えた理由です。直営では、窓口相談ぐらいで精一杯で、こうした取り組みは直営ではなかなかできなかったことですので、直営から委託に切り替えた結果、その辺りが有難かった点です。
竹内会長	田上委員、お願いします。
田上委員	関連する質問です。私の地域で高齢者福祉についてあまり詳しくない方が多いので、地域包括支援センターの方に来ていただいて研修を実施しました。そうした研修を行う際に悩むのが、開催の曜日です。高齢者のご家族のことも考えると土日の開催が良いのかなとも思っ

稲葉健幸福社
部長

たりするのですが、いかがでしょうか。

委託契約では、活動時間は月曜日から金曜日となっています。選考委員会の委員からも、平日だけではなく、委託業者には休日も対応してもらった方がよいのではないかとのご質問をいただきました。遠方にご家族がいる場合、平日のみでは十分ではないのではないかと。ただ、1期契約では、市も様々な支援をしていかなければいけない状況なので、とりあえず月曜日から金曜日までの委託契約でお願いさせていただきました。

ただ、現場では様々なことが起きますので、ケースバイケースで対応してもらっており、土曜日に緊急訪問してもらったり、応用的に動いてもらっています。北部については、人員が3名しかいませんので、ローテーションもなかなか厳しい現状です。優先度の高い案件を見極めながら対応していただいています。

竹内会長

土日の開催はなかなか難しいのかもしれませんが、平日の出前講座などは積極的に実施していただければと思います。その他いかがでしょうか。

清水委員

直営から委託になり、大変良かったのではないかと思います。ただ、私としては市内に2カ所というのはまだまだ足りないかなと感じています。以前もお話しましたが、足立区では地域包括支援センターが約20カ所弱あります。守谷市で2カ所というのは、行くのが遠いと感じられる方もいると思います。たとえば、まちづくり協議会の6地区や中学校区の4地区とかに1カ所ずつ地域包括支援センターができるといいのではないかと思います。

竹内会長

事務局からお願いします。

小林健幸福社
部次長兼介護
福祉課長兼健
幸長寿課長

一応、国からは中学校区ごとに地域包括支援センターを設置するという指針がでています。守谷市はコンパクトな街なので、もっと施設数を増やして欲しいという要望はないのですが、今後高齢化も進んでいく中で、徒歩圏内にあることも重要になると思いますので今後の課題として承りたいと思います。

竹内会長

その他いかがでしょうか。次に進めたいと思います。続いて「**報告事項No.5 令和5年度保育所等利用調整結果について(第一次利用調整結果)**」すすく保育課からお願いいたします。

森山こども未
来部次長兼す
くすく保育課
長

令和5年度の保育所等利用調整結果についてご報告をさせていただきます。一斉申し込みとして、令和4年11月1日から11月10日にかけて、令和5年度に保育所に入所をしたい児童の申し込みを受け付けました。その後、保育所等利用調整委員会において一次利用調整を行いました。その結果について、過去5年分の比較とともに資料に記載しています。

まず、利用定員の推移ですが、令和5年度は令和4年度に引き続き2,132名となっています。

次に、新規入所申込数です。申込数は0歳児が224名、1歳児が139名、2歳児が44名、3歳児が38名、4歳児が8名、5歳児が3名の合計456名でした。前年度と比較し35人の減少となります。

次に利用保留者数です。利用保留者とは、保育所の入所申込をしたが、入所に至らなかった児童になります。令和5年度は0歳児が58名、1歳児が37名、2歳児が7名、3歳児が5名、4歳児が4名、5歳児が2名の合計113名です。こちらは前年度と比較いたしまして、18名の減少となっています。

最後に、今後の対応です。利用保留となった児童の対応については、引き続き市単独事業として認可外保育施設に保育を委託する認証保育制度を実施していきます。市内の認可保育施設数は、令和元年度に2施設、令和2年度に4施設、令和3年度に5施設、令和4年度に1施設が新規または変更で開園しています。依然として保育利用のニーズは増加傾向が続いています。引き続き、既存園に対して受入数の増加の要請を行っていきます。また、受入数増加に必要な保育士不足への対応として、保育人材確保支援事業を引き続き実施して参ります。報告は以上でございます。

竹内会長
田上委員

ありがとうございました。ご意見ありますでしょうか。

出生者数等の数値を見て、今後の見込み数はある程度把握されているのでしょうか。

森山こども未来部次長兼
くすく保育課長

子ども・子育て支援事業計画を策定しており、現在第2期計画期間中となります。計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間になりますが、その中で保育ニーズの見込みを立てています。令和5年度には令和7年度以降の計画策定に係る経費を予算化しています。

竹内会長
田上委員

そのほかいかがでしょうか。

今後、保育ニーズは増加すると見込んでいるのか、減少すると見込んでいるのか、大枠で結構ですので、教えてください。

森山こども未来部次長兼
くすく保育課長

出生数については、今後減少していくことが予想されますが、乳幼児をもつ母親の就業率は上がっていくことが見込まれていますので、結果として、保育ニーズは横ばいで推移するのではないかと考えています。

竹内会長
埴本委員

埴本委員お願いします。

母子保健推進員を務めていますが、子どもの数には地域によってバラつきがあるかと思います。保育所に関しては、入所する場所を指定されるのではなく、保護者の希望に沿って入所ができるといいなと思います。家族がきちんと送迎でき、健やかに子供たちが過ごせる場所、良質な保育を受けられる場所を確保していただきたいなと思います。

竹内会長

ご要望ということでよろしいでしょうか。続いて寺田委員お願いします。

寺田委員

幼児数の減少が全国的に本当に大きな社会問題となっています。守谷市では昭和47、48年ごろに幼稚園ができました。その頃は市内に5園の幼児施設があり、色々と会合を行いながら進めてきました。幼稚園の1クラスを増やすだけでも、設置協議会があり、そこで委員の皆さんと慎重に審議していました。

時代が変わり、社会の状況も変わりました。最近は待機児童の解消のため、保育施設が相次いで設置されています。全国的に見ても、保

育施設が驚く数となっています。近隣でも流山市では幼児施設が沢山できていますが、だんだんと利用者数にも陰りが見え、経営は大変な面もあるようです。

守谷市でも6つの幼稚園が力を合わせて幼児教育に専念してきましたが、ここ3年間で保育園が10園できました。これは待機児童解消という目的かと思いますが、莫大な税金がかかっています。私立幼稚園については、建物の建設についても補助金が全く出ませんので、銀行から融資を受けて頑張ってきました。幼稚園に入園する児童が減少して、廃園に追い込まれてしまっは大変だと考えています。

そこで1点質問です。守谷市の保育園の定員に対する利用状況について教えてください。

また、保育人材確保支援事業も引き続き実施していきますとの記載がありますが、これは今まで行ってきた就職説明会のようなものという認識でよいでしょうか。今年から初めて、市から保育士への助成金が支給されることになりましたが、幼稚園教諭には支給がされない。同じ幼児を預かっているにもかかわらず、不公平ではないかという声もでています。つくば市などは、保育園、幼稚園を問わず、一律で助成金が出ています。

守谷市では、幼稚園と保育園の差が生じていますので、そうしたところを、しっかりと見直して、今後是正していただきたいです。未来を担う子供たちのために、その辺りをしっかり考えていただきたいと思います。

そのほか、保育園が沢山できたことから、保育士の奪い合いも出てきています。うちの園でも、1年務めた後に、他の園に移る方がいます。そうした事例を守谷市内でも非常によく耳にします。こうした状況では、質の高い幼児教育はできないのではないかと思います。経営者としても、保育士の方にどのように安定して働いてもらうか不安です。

保育園も幼稚園もみんな同じです。本当に命がけで幼児を預かっています。幼稚園に対しても、保育所に対しても同じ目線でやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ご質問内容を整理します。まず1点目が保育所の受け入れ状況、空き状況について、2点目が保育士の人材確保事業等がなされているにもかかわらず、市内の乳幼児施設で人材の奪い合いのような状況が生じていることについての市の見解、3点目が保育と幼児教育の関係について今後どのように検討していくのか、といったご質問で良いでしょうか。

はい。

1点目の保育所の定員の充足状況についてです、第一次利用調整結果を基に回答させていただきますと、101名分の空きがあります。空きが生じている主な要因としては、新規開設園の年齢が高いクラスがまだ埋まっていないという状況です。そのほか、0歳から2歳までしか受け入れを行っていない小規模保育事業において、3歳児以降の入

竹内会長

寺田委員
森山こども未来部次長兼
すくすく保育課長

椎名こども未来部長

竹内会長

上野のびのび子育て課長

所先に不安があるという理由から少し空きがある状況です。

2点目の人材に関してです。市としても、保育士が保育所を辞めて、別の保育所に移るといった事例については、耳にしているところですが、しかし、各保育所の労働条件等を比較して保育士の方がお決めになることですので、市としてそうしたことに規制をかけられる訳ではありません。今後の検討課題としたいと思います。

3点目の保育と幼児教育についてです。まず、保育については、市の責任の下で保育所に委託しています。新制度に移行していない幼稚園については、私学助成に基づき、独自の幼児教育を提供されています。そうした点が保育と幼児教育の違いかと思っています。

補足です。4月から子ども家庭庁が創設されます。当初は幼稚園を所管する文部科学省と保育所を所管する厚生労働省の各部門を一本化するという大きな目標があったようですが、結局一本化はされず、引き続き幼稚園は文部科学省、保育は厚生労働省の所管となります。幼稚園についても、保育認定の児童を受け入れ、認定こども園に移行すると所管が厚生労働省となります。

寺田委員がおっしゃられたように新制度に移行していない幼稚園については、補助金等がない状況かと思っています。市が行っている就労支援事業についても保育士を対象としていますので、幼稚園教諭は対象外となります。保育所、幼稚園には子どもの命を守っていただいている、今後の検討課題としたいと思います。

保育所と幼稚園の関係について可視化してください。人材の確保について、寺田先生が危惧されているようなことが実際に起きているのかどうか、実態を明らかにしてください。

また、3歳児以降の受け入れ施設として、幼稚園が受け皿となっているのか考える必要があるかと思っています。教育を求める親御さんもあるかと思われるので、市民の生々しいニーズとして、地域が何を求めているのかを明らかにし、定数の見直し等にかしてください。こちらは要望です。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続いて、「報告事項No.6 出産・子育て応援ギフト事業について」のびのび子育て課から説明をお願いいたします。

出産・子育て応援ギフト事業についてご説明いたします。核家族化が進み、地域の繋がりが希薄になる中で、すべての妊産婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるように、子育て世代包括支援センターとの繋がりを続けていく伴走型相談支援と、経済的支援を合わせ、事業をパッケージとして充実させることにより、必要なサービスを確実に提供することを目的としています。

事業の対象者は、令和4年4月以降に出産された方となります。

事業の内容です。まず初めに、妊娠の届け出をした方に対し、伴走型相談支援として、妊娠時の気持ちや健康状態の確認、出産までの見通しや過ごし方、必要となる手続き、利用できるサービスなど、守谷市の子育て総合ガイドブックなどを活用しながら、職員と一緒に確認します。面談実施後に、出産応援ギフトとして5万円を支給し、出産

までの準備金として活用していただきます。

2段階目としまして、妊娠8ヶ月の方に対して、事前にアンケート用紙を送付いたします。返送していただきました回答内容を確認し、対象者に対する連絡が必要か否か、連絡の方法等を検討し、出産時と産後の支援についての確認を行います。

3段階目として、出産後3ヶ月ごろまでに、地域子育て支援拠点施設が実施するグループ交流面談に参加していただきます。ここでは子育て支援情報の共有、悩みを共有できる仲間づくり、子育て相談などを行います。市内の子育て支援施設としては、北守谷児童センター、南守谷児童センター、親子ふれあいルーム、まつやま保育園にある地域子育て支援センター等となります。お住まい近くの施設で面談が実施できるように現在進めているところです。基本的にその近くの施設にて実施できるように今進めております。このグループ交流面談参加後に、子育て応援ギフトとして5万円を支給し、子育てに必要なものの購入に活用していただきたいと思います。どの面談においても、不都合がない限りは、母親だけではなく、配偶者やご家族にも参加をお願いしていく予定です。

最近でも、子どもに関する痛ましい事件が発生しています。子どもが生まれる前から継続的な支援を続けて行けるようにしたいと思います。以上です。

竹内会長

説明の中に「子育てガイド」を活用しながらとありましたが、子育てガイドの提示があると分かりやすかったかなと思います。

皆さまからコメントをお願いします。

埜本委員
上野のびのび
子育て課長

この事業は市独自の支援策なのでしょうか。

これは国から示された事業です。ただし、事業のやり方については、市独自の考えに沿って行うものですので、各市町村で異なることを実施するかと思います。ただし、5万円のギフトについては、国によるものです。

埜本委員
上野のびのび
子育て課長

ギフトについては、どのように各家庭に届くのでしょうか。

対象の方に個別通知を送付しています。対象者の方には、口座情報等を記載し、書類を返送していただきます。その後、対象者の口座に5万円をお振込みさせていただきます。

埜本委員

この事業については、広報等でのお知らせはされているのでしょうか。

上野のびのび
子育て課長
埜本委員

この事業は国から急に示された事業になりますので、現段階では、対象者の方に個別に通知させていただいております。

すべての母子が健やかに安心して生活できることが一番大事なことでと思います。母子保健推進員の訪問などもコロナ禍で訪問等がなかなかできない状況です。今後の支援の方法等も検討していかなければいけない時期かと思います。今回、こうした支援策について初めて知り、とても驚いたところです。

竹内会長
上野のびのび

事務局、コメントがありましたらお願いします。

今回の支援策について、母子保健推進員の方への周知が不十分で申

子育て課長	し訳ありません。保健センターと調整させていただきます。生後2ヵ月までに新生児訪問があり、出産後2,3ヵ月までの間に伴走型相談支援のグループ交流面談があります。その後、3,4ヵ月検診もあります。生後4ヶ月以降、こんにちは赤ちゃん事業もあります。その後、離乳食が始まる生後6ヵ月頃まで継続して支援していく、といった取組が出来ればと思っています。
埴本委員	子育て家庭が孤立をしないということが一番大事なことです。様々な支援があることを知らない方も多いのかと思いますので、様々な形で広報していただければと思います。
上野のびのび 子育て課長	来年度、広報誌にも掲載する予定です。こうした支援策があるのであれば、子どもを産んでみたいと思ってもらえるようにしたいと思います。守谷市の年間の出生者数は530人前後です。出生者数が今後減少していかないように、取組を進めて行ければと思いますので、今後ともご協力をお願いいたします。
竹内会長 大川委員	子育て関係ということで、大川委員お願いします。 現在の母親は就労している方が多く、地域の方となかなか接する機会がありません。そうした中で、母親学級や支援センターの紹介等をしてもらえると、他のお母さんと繋がれる良い機会になるのではないかと思います。また、育児休業中に地域の支援センターに子どもを連れて行ったりすると、周りのお母さんと仲良くなれるので良いのではないかと感じます。
竹内会長	ありがとうございました。広報活動をしっかりとお願いします。 最後に一言コメントさせていただくと、この事業の内容を見ると、面談をすれば経済的支援を受けられるといったように見えてしまうので、様々な支援の1つとして経済的支援があるといった見せ方をした方が良いのではないかと思います。
清水委員	では、さらに議論を続けていきたいと思います。清水委員お願いします。 保健センターが改修工事を行っていました。サークル活動で公民館を訪れた際に、偶然1歳半健診で保護者が子供を連れてきていました。それを見て感じたのですが、健診についても保健センターではなく、各地域で実施した方が保護者にとってはいいと思いますので、今後検討してもらえればと思います。
竹内会長	ありがとうございます。特定の施設に限定するのではなく、地域の施設を多目的に上手に利用していくことが重要だと思います。あわせて言えば、子どもの予防接種や検診のスケジュール調整はとても大変です。各種スケジュールを市が主導して、上手に整理し、かつ、地域で完結することが出来れば良いのかなと思いました。以上です。 では続きまして、追加の報告事項として、第4回保健福祉審議会における委員の質問事項に対する回答を介護福祉課及び健幸長寿課からお願いいたします。
小林健幸福祉 部次長兼介護	まず、介護福祉課所管分野です。1点目、第9期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における事業所アンケートの回収率について

福祉課長兼健
幸長寿課長

です。回答率は、36 法人のうち 24 法人から回答があり、回答率 66.7% となっています。前回の回答率は 78.1% となっています。

2 点目、看護小規模多機能型居宅介護の開設までのスケジュールについてです。現在、建設業者が決定しており、令和 5 年 7 月に開発行為の申請、9 月から建築工場着手、令和 6 年 3 月に開業予定ということで進めているということで報告を受けました。

続いて、健幸長寿課所管分野です。1 点目ニーズ調査回収結果の報告です。全体の回答率が 65.7% となっており、前回の 67% から若干減少しています。内訳につきましては、資料をご覧ください。

2 点目、ニーズ調査の質問項目についての国への提案についてです。ニーズ調査の質問内容の記載等がわかりにくいといったご意見がありました。基本的には、国のフォーマットで質問内容が決まっているため、記載内容を変更することができないということで前回の審議会でも報告をさせていただきました。ただ、県の担当者に確認したところ、次回の計画策定に当たり、ニーズ調査に盛り込む内容について、県を通じて国の担当課にお伝えすることも可能であるとのことですので、質問の記載方法等で分かりにくい箇所がありましたら、まずは県に報告したいと思います。以上です。

竹内会長

こちらについては、ご質問は設けないで良いかと思います。では、本日の議事は以上となります。

本日ご発言の機会のなかった委員の方からコメントをお願いしたいと思います。萩原委員からお願いします。

萩原委員

私たち食生活改善推進員は、1 歳半検診などの際に、保護者の方に対して乾物についてお話をさせていただきました。乾物の味つけは大体同じような感じになってしまいがちですが、ちょっと違う味付け等についてお話をさせていただいています。食事はすごく大事だと思いますので、機会があるごと、お伝えできればなと思います。

竹内会長
飯塚委員

ありがとうございます。飯塚委員お願いします。

老人クラブとして、見回り訪問の講習を受け、見回り訪問をやっています。ただ、実際に訪問すると、来ないでくれと言われてしまったりして、支援が途中で終わってしまうことがあり、対応の仕方が難しいなと感じているところです。

竹内会長
飯村委員
竹内会長
金沢委員

ありがとうございます。飯村委員お願いします。

特に質問等はありません。

続いて金沢委員お願いします。

出産・子育て応援ギフト事業について質問です。資料の中に「夫婦」という記載がありましたが、ひとり親の方も対象となるのでしょうか。

上野のびのび
子育て課長

ひとり親世帯も対象となります。出産後、様々なことを頑張っているにも関わらず、配偶者や周りの方がそれを理解してくれない、といった相談が多いですので、配偶者の方なども支援等の対象としていきたいと思います。

竹内会長

続いて小田委員お願いします。

小田委員	避難行動要支援者に対する避難計画の策定状況について、他の市区町村と比較して進捗が遅れているとのお話がありました。避難計画以外の事業についても、守谷市では良くも悪くも慎重に進めていらっしゃる部分があると思いますが、期限が迫っているものもあるかと思います。方針等が決まらなと困るのは現場や地域の方ですので、市には先駆的な取り組みをしていただきたいと思います。
竹内会長	そのほか、何か新しい事業を始めようとされる場合には、まずは地域にある事業者等の社会資源に目を向け、打診をいただければ、対応できるものもあるかと思うので、よろしく願いいたします。
橋爪委員	どうもありがとうございました。では、以上をもちまして本日の議論を終了とさせていただきます。最後に副会長からコメントをお願いします。
竹内会長	皆さま、本日もお疲れさまでした。審議会の資料をいただいた際は、第3次健康もりや21計画を合わせて読んでいます。1つ1つの事業がその計画に沿って動いていることが良く分かります。個人情報の問題等で、中々対応が難しい部分もあるかと思いますが、信頼関係の基盤づくりを地道に続けていくことが大事かなと思います。また来年度も微力ながら学識経験の立場で貢献できるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
羽田社会福祉課長	どうもありがとうございました。では以上をもちまして終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しします。 これにて令和4年度第5回保健福祉審議会は終了となります。次回ですが、令和5年度第1回の保健福祉審議会は、令和5年5月17日水曜日、14時半から守谷市役所全員協議会室にて開催予定となっております。 では、これで守谷市保健福祉審議会を閉会いたします。貴重なご意見ありがとうございました。